さくら損保の現状 2020

さくら損害保険株式会社

目　次

はじめに ・・ **3**

Ⅰ　さくら損保の概況および組織

1　代表的な経営指標等 ・・・ 4
2　経営理念、経営方針 ・・・ 4
3　会社の特色 ・・・ 5
4　会社の沿革 ・・・ 5
5　経営の組織 ・・・ 6
6　株主・株式の状況 ・・・ 7
7　役員の状況 ・・・ 9
8　会計監査人の状況 ・・・10
9　従業員の状況 ・・10
10 その他　・・・11

Ⅱ　保険会社の主な業務に関する事項

1　取扱商品と新商品開発・改定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2　各種サービス ・・・ 12
3　保険の仕組み ・・・ 15
4　保険約款 ・・ 15
5　保険料 ・・・ 16
6　保険金の支払 ・・・ 17
7　保険募集 ・・ 18

Ⅲ　さくら損保の主要な業務に関する事項

1　直近の事業年度における事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2　直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3　業務の状況を示す指標 ・・・ 22
4　責任準備金の残高の内訳 ・・ 33
5　期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト） ・・・・・・・・・・・ 33

6　事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表 ･････････････････････････ 33

Ⅳ 保険会社の運営

1　お客様本位の業務運営方針 ･･･ 34
2　リスク管理体制 ･･･ 34
3　法令等遵守の体制 ･･ 36
4　健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性 ･････････････ 38
5　社外･社内の監査･検査 ･･ 38
6　コーポレートガバナンスの体制 ･･ 38
7　内部統制システムの構築に関する基本方針 ･･････････････････････････････ 40
8　個人情報保護宣言（プライバシーポリシー） ･･････････････････････････････ 41
9　反社会的勢力への対応に関する基本方針 ･･････････････････････････････････ 45
10 利益相反管理方針の概要 ･･ 46

Ⅴ 財産の状況

1　計算書類 ･･ 48
2　リスク管理債権 ･･ 57
3　債務者区分に基づいて区分された債権 ･･････････････････････････････････････ 57
4　保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー･マージン比率） ･･･ 58
5　時価情報 ･･ 60
6　その他 ･･ 61

Ⅵ 保険会社およびその子会社等の概況

1　主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項 ･･････････････････････ 61

※　本誌は、保険業法第 111 条および同施行規則第 59 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

はじめに

皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、情報通信市場の発展に貢献し、国民生活の向上、経済の発展に寄与することをミッションに掲げ、日本で約 10 年ぶりに誕生した独立系保険会社です。令和元年 6 月 28 日に金融庁から損害保険業の免許を付与いただき、同年 7 月 1 日より営業を開始いたしました。

8 年にわたり「さくら少額短期保険株式会社」にて、個人向け通信デバイス（スマートデバイス）に対する補償を提供してきた実績・知見を活かし、現在は事業会社様向けの「情報通信端末修理費用保険」を販売して、ご好評をいただいております。

我が国にスマートフォンが登場したのは、2008 年 7 月の iPhone 発売時です。これをきっかけにスマートフォン市場は急激に成長し、個人のスマートフォン保有率は 2011 年には 14.6%でしたが 2017 年には 60.9%と、6 年間で 4.2 倍も上昇しました。さらに最も「モバイル・ファースト」が進んでいる 20 歳代では、2017 年のスマートフォン保有割合が脅威の 94.5%でした（※全世代における割合。総務省/情報通信白書（平成 30 年版）より抜粋）。

時代は令和へと移り、第 5 世代移動通信システム（5G）回線の提供と、それを利用したビジネスによる新しい社会の到来が始まっています。オンラインの発達により、働く場所が企業オフィスから在宅・コワーキングスペースなどへ移り、対面取引ではなく非対面取引がメインになるなど、ビジネスの枠を超えて、国民の生活も大きな変革を遂げていくことは必至です。そんな新たな社会が幕を開けたなら、スマートフォンやタブレットなどの通信デバイスは、現在よりもさらに重要な役割を果たすでしょう。

当社は通信デバイス補償に特化した唯一の保険会社※として、少額短期保険業での経験を踏まえた保険商品により、お客様ニーズに的確にお応えしてまいります。（※2020 年 1 月 31 日時点：当社調べ）

日本を代表する花の桜は、人を惹きつける魅力を持っています。当社は小さいながらも桜のように存在感のある保険会社でありたいと思っています。未来を支える新しい保険会社として、情報通信テクノロジーの進歩に伴う社会からのニーズを敏感かつ的確に捉えて前進して行きます。

そして、皆様のビジネスと国民生活を保険事業からサポートし、健全経営を実践して、長きにわたる安心と信頼をお届けしてまいります。

今後とも、皆様の変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

さくら損害保険株式会社
代表取締役社長　小松　義彦

Ⅰ　さくら損保の概況および組織

1．代表的な経営指標等

区　分	2019 年度 (2019 年 7 月～2020 年 3 月)
正味収入保険料	1,274 百万円
コンバインドレシオ	68.1%
正味損害率	22.2%
正味事業費率	46.0%
保険引受利益	△125 百万円
経常利益	△125 百万円
当期純利益	△89 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	688.1%
総資産額	2,637 百万円
純資産額	1,859 百万円
その他有価証券評価差額金	なし
リスク管理債権	なし

2．経営理念、経営方針

（1）経営理念

情報通信市場の発展に貢献し、国民生活の向上、日本経済の発展に寄与する。

（2）経営方針

①情報通信テクノロジーの進歩に伴い、益々複雑化する国民生活を保険事業により支える存在になる。

②健全経営を実践し、お客様へ安心感を提供するとともに、お客様の信頼を獲得する。

③消費者、社会からのニーズを敏感かつ的確に捉え、適切な対応を迅速に実現する

（3）さくら損害保険株式会社　第 2 期（2020 年度）経営基本計画

基本方針

①損害保険会社として、強固な経営基盤を確立する。

②商品開発、販売方策を進め、成長基盤を構築する。

③情報通信関連事業と連携を進め、営業力を強化する。

3. 会社の特色

（1）光通信グループについて

さくら損保は株式会社光通信が 100%出資する、光通信グループの一員です。

株式会社光通信は東京証券取引所第 1 部に上場し、持株会社としてグループ全般の経営管理を行い、各事業は各子会社にて行っております。光通信グループは、2020 年 3 月末期において連結子会社 150 社、持分法適用会社 129 社、代理店数約 1,000 社、代理店を含む稼働人数約 3 万人の販売網を有し、強みである販売力を生かして法人サービス事業、個人サービス事業、取次販売事業を幅広く展開しています。

さくら損保は、光通信の幅広い事業分野を融合し、活用することにより、お客様の望まれるより良い商品を低コストでご提供してまいります。

（2）さくら少額短期保険株式会社について

さくら少額短期保険株式会社は、2011 年 1 月に光通信グループ会社となった少額短期保険会社で、情報通信端末機器の補償を提供することで業績を伸ばしてきました。これら通信機器を対象とする保険商品に加えて、女性特有の疾病を補償対象とした保険の販売により、さくら少額短期保険株式会社の 2020 年 3 月期決算では、保険料収入は約 38.5 億円、経常利益は 15.5 億円になりました。さくら少額短期保険株式会社は、主として個人市場を営業基盤としており、さくら損保は法人市場を営業基盤とすることで棲み分けています。

4. 会社の沿革

2017 年 12 月	さくら損保設立準備株式会社を設立。
2019 年 6 月	資本金 10.1 億円、資本準備金 10 億円に増資。 損害保険業免許を取得するとともに、動産総合保険の認可取得。 さくら損害保険株式会社へ社名変更。
2019 年 7 月	動産総合保険（通信端末機器修理費用保険）の営業を開始。
2020 年 5 月	約定履行費用保険の認可を取得。

5. 経営の組織

（1）本社機構

さくら損害保険株式会社　　組織図

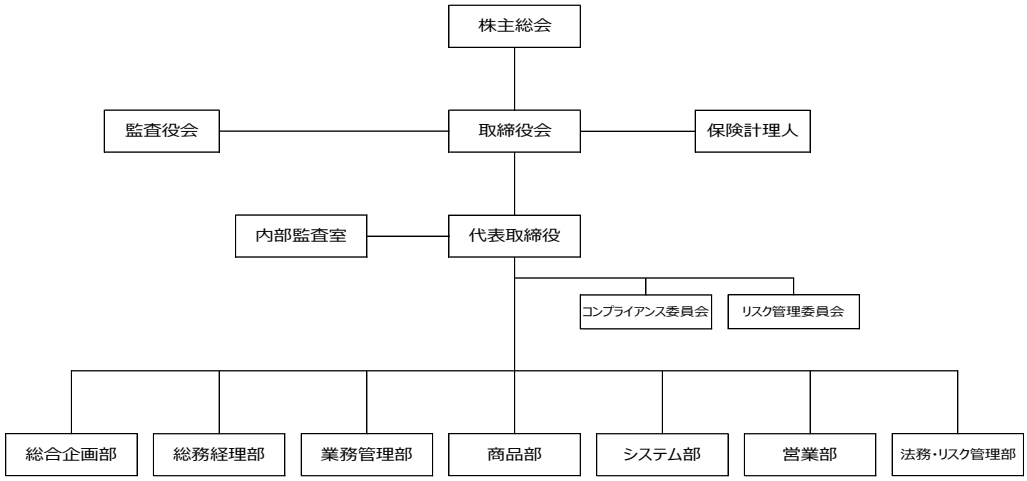

本社
〒170-0013 東京都豊島区東池袋一丁目 12 番 5 号
東京信用金庫本店ビル 10 階
Tel 03-6388-0609　Fax 03-6863-4597

（2）営業機構

営業は、本社営業部が担当しております。

（3）店舗所在地の一覧表、海外ネットワーク

支店等及び代理店の状況

区　　分	当 期 末
支店　営業所	-
海外支店	-
海外駐在員事務所	-
計	-
代理店	3 店
海外代理店	-
計	3 店

６．株主・株式の状況

（1）基本事項

総会開催時期　毎年事業年度末から３か月以内に開催いたします。

決算期日　　３月31日

公告方法　　電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

（2）株主総会

〇臨時株主総会

2020年4月24日に開催され、次のとおり決議されました。

決議事項

・株式交換契約承認の件

本件は、原案どおり、経営戦略の統合による経営の健全性及びリスク管理の向上等を企図し、さくら少額短期保険株式会社を当社の子会社とするため、当社を株式交換完全親会社、さくら少額短期保険株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うこととし、株式交換契約を締結することを承認可決されました。なお、株式交換契約の締結には事前の関係当局の承認を条件としています。

〇第3回定時株主総会

2020年６月26日に開催され、次のとおり報告ならびに決議されました。

報告事項

・第３期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

・第１号提案　取締役８名選任の件

本件は、原案どおり取締役に小松義彦、井瀧芳幸、岡島学、鈴木真治、大和田征矢、杉田将夫、井合恭子の各氏の重任、および大﨑剛氏の新たな選任が承認され、それぞれ取締役に就任いたしました。

・第２号提案　取締役の報酬等の決定の件

本件は、原案どおり取締役の報酬等の額を、賞与を含めて年額3,770万円以内とすることつき承認可決されました。

（3）株式の分布状況区分

株式の 分布状況区分	政府および 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等 (うち個人)	個人 その他	計
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	1
所有株式数	-	-	-	40,200	-	-	40,200
割合	-	-	-	100.0%	-	-	100.0%

(4) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社光通信	40.2 千株	100%

（5）配当政策

当社の配当の決定は事業年度に 1 回、株主総会決議によるものとしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、当期は配当を実施しないことといたしました。

（6）資本金の推移

年月日	資本金（百万円）		摘要
	増減額	残高	
2017 年 12 月 1 日	10	10	設立
2018 年 6 月 22 日	100	110	-
2019 年 6 月 21 日	900	1,010	-

（7）最近の新株発行（海外における資金調達を含む）

種類	発行年月日	発行株数（株）	発行総額(百万円)	摘要
普通株式	2017 年 12 月 1 日	200	10	-
普通株式	2018 年 6 月 22 日	4,000	200	-
普通株式	2019 年 6 月 21 日	36,000	1,800	-

（8）最近の社債発行（海外における資金調達を含む）

該当ありません。

７．役員の状況

(2020 年 7 月 1 日現在)

役 職	氏 名	略　　歴
代表取締役 社長	小松　義彦	1983年4月　東邦生命保険相互会社　入社 2008年4月　ﾘﾛ少額短期保険株式会社　代表取締役 2011年3月　さくら少額短期保険株式会社　代表取締役 2019年6月　さくら損害保険株式会社　代表取締役
取締役 (常勤)	井瀧　芳幸	1989年4月　社団法人日本損害保険協会入社 2017年6月　さくら少額短期保険株式会社入社　財務ﾕﾆｯﾄ部長 2019年6月　さくら損害保険株式会社　取締役　総務経理部長
取締役 (常勤)	岡島　学	1981年4月　株式会社協和銀行　入社 2015年7月　医師が考えた少額短期保険株式会社　取締役 2019年6月　さくら損害保険株式会社　取締役　総合企画部長
取締役 (常勤)	鈴木　真治	1984年4月　協栄生命保険株式会社　入社 2010年9月　ｴｲﾁ･ｴｽﾗｲﾌ少額短期保険株式会社商品部ｼﾆｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ 2019年9月　さくら損害保険株式会社　取締役　商品部長
取締役 (常勤)	大﨑　剛	2009年4月　株式会社光通信　入社 2019年6月　さくら少額短期保険株式会社　取締役副社長 2020年6月　さくら損害保険株式会社　取締役　営業部長
取締役 (非常勤)	大和田　征矢	1996年4月　株式会社光通信　入社 2012年12月　さくら少額短期保険株式会社　取締役（非常勤） 2019年6月　さくら損害保険株式会社　取締役（非常勤）
取締役 (非常勤)	杉田　将夫	2007年8月　株式会社光通信　入社 2011年6月　さくら少額短期保険株式会社　取締役（非常勤） 2019年6月　さくら損害保険株式会社　取締役（非常勤）
取締役 (非常勤)	井合　恭子	2006年4月　株式会社光通信　入社 2013年4月　管理本部法務部部長 2019年6月　さくら損害保険株式会社　取締役（非常勤）
監査役 (常勤)	平子　清	1972年4月　ＡＦＩＡ（ｱﾒﾘｶ海外保険協会）入社 2000年8月　AIU保険会社不動産ﾏｰｹｯﾄ開発部　担当部長 2018年1月　株式会社ﾘﾛ少額短期保険　代表取締役 2019年6月　さくら損害保険株式会社　常勤監査役

社外監査役 (非常勤)	ロバート ハースト	1973年7月 バンカーズトラスト銀行 東京支店 入社 2013年11月 株式会社ムーミン物語 代表取締役 2018年9月 株式会社ムーミン物語 取締役会長 2019年1月 フィンテックグローバル株式会社 顧問 2019年6月 さくら損害保険株式会社 監査役（非常勤）
社外監査役 (非常勤)	中村 優紀	2009年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 2010年1月 矢吹法律事務所 入所 2018年10月 中村法律事務所 開設 2019年6月 さくら損害保険株式会社 監査役（非常勤）

(注) 監査役ロバートハーストおよび監査役中村優起は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

８．会計監査人の状況

氏名または名称	有限責任 あずさ監査法人

９．従業員の状況

（１）従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
15名	48.8歳	0.8年	5,547千円

(注) 1. 従業員数は就業人員です。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

（２）採用方針

情報通信関連の事業展開を中心に専門的な損害保険事業を行うことを目的として、多様な人材の確保を行います。

（３）福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

・社会保険

・慶弔見舞金制度

・育児休業制度

・介護休業制度

１０．その他

（１）情報開示活動

当社の公式ホームページ（https://www.sakura-ins.co.jp/）において、会社案内、商品案内、お知らせ、お客様からのお問い合わせ先をご案内しています。

パソコンはもちろん、スマホでの視認性、操作性を強化して、より皆さまに当社をご理解いただけるよう画面設計しております。

（２）社会貢献活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015 年 9 月に国連サミットにて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）の達成にも貢献しています。

主な取組みは以下のとおりです。※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

① 交通安全対策

・交通事故防止・被害者への支援

・交通安全啓発活動

② 防災・自然災害対策

・地域の安全意識の啓発

・地域の防災力・消防力強化への取組み

③ 犯罪防止対策

・自動車盗難の防止

・住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

・啓発活動

④ 環境問題への取組み

・自動車リサイクル部品活用の推進

・自動車修理における部品補修の推進

・エコ安全ドライブの推進

・環境問題に関する目標の設定

⑤ 保険金不正請求防止に向けた取組み

・保険金不正請求ホットラインの運営

・保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

・保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

Ⅱ　保険会社の主な業務に関する事項

1．取扱商品と新商品開発・改定

（１）販売商品（2020 年 7 月 31 日現在）

① 個人向け商品

当社では取扱いがありません。

② 法人向け商品

販売商品	概要
通信端末修理費用保険	偶然な事故により、被保険者（補償の対象となる方、以下、「被保険者」）が所有または使用する通信端末機器に、外装破損・損壊、水濡れ、全損、故障等が生じ、修理費用等を負担したとき、または修理不能となった場合に補償する保険です。
約定履行費用保険	法人（被保険者）とその相手方である第三者との間で、一定の偶然な事由が生じたときに、法人が第三者に対して一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約束（約定）をしている場合に、法人が約定の責任を果たすことによって負担する費用を補償する保険です。

（２）新商品の開発、改定状況

実施年月	項目	概要
2019 年 7 月 1 日（開業）	通信端末修理費用保険を販売開始	
2019 年 12 月 9 日	通信端末修理費用保険を改定	免責金額特約の新設
2020 年 5 月 1 日	約定履行費用保険を販売開始	通信端末機器に関する保証

2．各種サービス

（１）「ご意見・ご要望・お問い合わせ等の窓口」の紹介・案内及び相談・照会・苦情受付件数

当社は、お客様の声対応基本方針に基づきお客様からの苦情・ご相談・ご要望等（以下、「お客様の声」という。）について、お客様の満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、誠実に対応するとともに、適切に業務に反映してまいります。

①「お客様の声」を、感謝の気持ちをもって積極的に受け止め、迅速・適切かつ誠実に対応します。
②「お客様の声」に、全社を挙げて責任をもって対応します。
③「お客様の声」を商品・サービスの改善等、すべての業務運営の向上に活かします。
また、新商品の開発やサービスの充実を図り、新しい「安心」を提供します。
④「お客様の声」から取得した個人情報等の機密保持を徹底します。

（２）お客様の声を業務に活かすために

①「お客様の声」の受付状況

当社は、お客様の声対応規程を定め、「お客様の声」のうち「苦情」について下記のとおり定義し、苦情を真摯に受け止めるとともに苦情に至った経緯や原因等を調査分析し今後のお客様サービスの向上や商品改善に取り組んでおります。

「苦情の定義」

苦情とは、当社ならびに保険代理店およびその使用人（以下、「当社等」という。）の取扱・対応または当社の商品やサービス内容等に対して、対面、電話もしくはファックスを含む書面、ホームページへの書き込みまたはＥメール等（以下、「対面等」という。）による寄せられたお客様の声のうち不満足および不快の申出とし、以下のものとする。

a.当社等の誤った取扱いまたは不親切な対応等が原因で、お客様が損失もしくは迷惑を被った、または期待した内容に比べて満足できなかった、もしくは不快な思いをした等の申出があったもの。
b.当社の商品、仕組みまたはサービス内容が原因で、保険契約関係者から損失もしくは迷惑を被った、または期待した内容に比べて満足できなかった、もしくは不快な思いをした等の申出があったもの。
c.申出内容が当社等の対応に原因があり、保険契約の遡及計上または遡及異動等の処理が必要なもの。
d.保険代理店および金融庁、財務局、損害保険協会、国民生活センター等の外部機関を経由してお客様から、上記 a から c に該当する申出があったもの。
※ただし、以下に該当すると法務・リスク管理部が判断したものを除く。
e.申出の内容が保険契約関係者の明らかな誤解または保険金請求において不合理な過大請求に基づくもの。
f.不正請求等、法令に抵触する内容と判断されるもの。
g.訴訟その他公的仲裁機関に提訴されたもの。
2019 年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は次のとおりです。

苦情受付件数四半期ごとの推移（単位：件数）　（2020年3月31日現在）

苦情区分	第２四半期 ７月～９月	第３四半期 10 月～12 月	第４四半期 １月～３月	合計	構成比
契約・募集行為	0	0	0	0	0.0%
契約の管理・保全	0	0	0	0	0.0%
保険金	0	0	5	5	100.0%
個人情報	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	5	5	100.0%

②お客様よりのご意見・ご要望・お問い合わせ等の窓口について

お客様よりのご意見、お問い合わせ等につきましては、次の窓口で承ります。

当社へのご意見・ご要望・お問い合わせ窓口
法務・リスク管理部 03-6388-0609　受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

③そんぽＡＤＲセンターのご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

「一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター」の連絡先は以下のとおりです。

・ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）：　0570-022808

※IP 電話等からは　03-4332-5241

・受付日：月～金曜日　（祝日・休日および　12/30～1/4　を除く）

・受付時間　：午前９時 15 分～午後５時

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

3．保険の仕組み

（１）保険制度

損害保険は、共通の危険を持つ多くの人が集合し、合理的な計算に基づいた拠出（保険料の払込み）をすることにより、そのうちのある方が「一定の偶然な事故」にあった場合に、その拠出の中から損害の補償（保険金）を受け取ることができるという仕組みです。つまり、損害保険制度とは、「大数の法則」を利用して相互にリスクを分散し、経済的補償を与えることにより、個人生活と企業経営の安定に大きく寄与することができる制度と言えます。

（２）保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、保険契約者がそれに対して保険料を支払うことを約束する契約（有償・双務契約）です。

なお、損害保険は無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と契約者・被保険者の権利・義務が具体的に記されています。

また、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券等を発行します。保険契約申込書や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

（３）再保険

再保険を活用し、適正な保有水準を管理し、経営の健全性の維持と収益の向上を目的としています。

出再については、引受けているリスクの規模・集積度を十分に把握し、適切かつ妥当な出再先、出再割合および出再額等の再保険契約条件を決定します。

受再については、出再元から十分な情報を入手し、受再するリスクを精査し、受再割合および受再額等の再保険契約条件を決定します。

4．保険約款

（１）保険約款の位置づけ

保険契約の内容を定めたもので、ご契約者・被保険者と保険会社の権利・義務が具体的に記載されています。約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約があります。

※ 保険約款に記載されている主な事項
① 保険の対象となる事故、損害
② 保険金をお支払いできない場合

③ 保険金の算出方法 ④ 保険会社へ申し出・連絡すべき事項（契約前、契約後、事故発生時等） ⑤ 保険契約が失効もしくは無効となる場合 ⑥ 保険契約が解約・解除される場合　等

（２）契約時の留意事項

① 契約内容をご確認ください。
保険約款とは別に、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）などで、商品の内容や保険約款の概略をご紹介していますのでご活用ください。

② 保険金額は適切に設定ください。
想定されている損害を補償する保険金額を適切に設定されることで、いざというときに役立つ保険契約を締結することができます。

③ 保険申込書は正しくご記入ください。
保険申込書が正しく記入されていないと保険契約を成立させることができず、申込書の取り直しになり、契約成立の遅れにより保険金がお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

④ 保険料は定められた期日までにお支払いください。
保険料はお支払方法ごとに定められた期日までにお支払いいただけないと、事故が発生しても保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

（３）保険約款に関する情報提供方法
保険約款の内容については、普通保険約款・特約集とは別に、その内容をわかりやすく説明した、重要事項のご説明（重要事項説明書）等をご用意しています。よくご覧いただき、十分理解された上でのご契約をお願いします。

5. 保険料

（１）保険料の収受・返戻
保険料は、ご契約と同時にお支払いいただく必要があります。保険のお申し込みをいただいても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、当社は保険金をお支払いできません。保険料のお支払いは、ご契約時に暫定保険料をお支払いいただき、ご契約者からの毎月のご通知にもとづき、毎月の締切日の属する月の末日までに確定保険料をお支払いいただき、暫定保険料は保険期間の最終に払い込また確定保険料との間で差額を精算させていただく方法と、ご契約時に暫定保険料

をお支払いいただき、保険期間終了時に、毎月末のご通知に基づき計算させていただいた確定保険料との間で差額を精算させていただく方法をご用意しております。

保険のお申し込みをいただいても、それぞれの払込方法ごとに定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険金をお支払いできません。なお、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険約款の規定にしたがって保険料をお返しします。（ただし、お返しできない場合もあります。）

（２）保険料率

保険料は、純保険料（将来の保険金支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分）から成り立っており、純保険料は、当社が金融庁からの認可取得もしくは金融庁への届出を行ったものを基礎として適用しています。

６．保険金の支払

（１）保険金支払の仕組み

当社は、保険契約者・被保険者から保険金請求書面やWEB保険金請求システムで保険金請求を受け付けた場合、以下の手順にて保険金をお支払します。

① 契約内容の確認

保険金請求を受け付け後、直ちにご契約内容を保険契約管理システムにより確認します。

② 事故原因・損害状況の調査

該当する保険契約内容を確認後、事故発生状況の確認を行い、不足する情報や書類があれば徴求のうえ、保険金支払の可否を判断します。

③ 支払保険金額の確定

請求内容精査の結果、保険金支払対象と判断された場合、保険金算定条件に基づき保険金支払額を決定します。

④ 保険金の支払

保険金請求に必要な書面・情報がそろった日から原則 5 営業日以内に、当社は保険金支払の手続を行います。

（２）保険金請求のお問い合わせ窓口のご案内

保険金請求に関するお問い合わせ 窓　口
■さくら損保カスタマーセンター 0120-982-267（受付時間：午前 10 時～午後 7時　年末年始を除く）

７．保険募集

（１）契約締結のしくみ・契約内容の確認に関する取組み

当社は、通信デバイス補償に特化した保険会社として、主に法人様向けに通信端末機器の修理費用等を補償する保険をご提供しております。

当社では、保険会社の委託を受けた損害保険代理店を通じた募集のほか、当社の社員による直接保険募集を行っています。

保険募集に際しては、損害保険代理店もしくは当社の社員から募集人の権限等についてご説明を行い、お客様が抱えるリスクやご意向を確認したうえで、適切な保険を設計させていただきます。

保険契約をお申込みになる際には、お客様に必要となる重要な事項のご説明を行い、ご契約の内容を十分にご理解いただいたうえで、保険商品の内容に関する事項（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい事項（注意喚起情報）を記載した『重要事項説明書』を交付するとともに、保険契約がお客様のご意向（ニーズ）に沿ったものとなっているかを確認させていただくため、『ご加入内容確認事項（意向確認書）』にご署名、ご捺印をいただいております。

お客様から保険契約申込書をご提出いただき、保険料をお支払いいただくことで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券が発行されます。

（２）代理店について

① 代理店の業務内容

代理店は、当社と損害保険代理店委託契約を締結し、お客様に保険商品の内容説明や保険契約の媒介を行うことを基本業務としています。

当社の代理店は保険商品に関して、保険契約の媒介のみを行っており、保険契約の締結や保険料の受領等の業務は行っておりません。

② 代理店登録

損害保険代理店として損害保険の募集を行うためには、保険業法第 276 条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。

また、損害保険代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う場合は、保険業法第 302 条に基づき、内閣総理大臣に届け出なければなりません。

なお、損害保険代理店で保険募集に従事する場合は、一般社団法人日本損害保険協会が実施する『損害保険募集人一般試験』に合格することが必要になります。

③ 代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な保険募集ができる代理店を育成するため、商品内容をはじめ募集コンプライアンスに関する研修を損害保険代理店の募集人に実施しています。

また、募集人の業務知識等の習得状況の確認や資質向上のために実施される一般社団法人日本損害保険協会の『損害保険募集人一般試験』の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

④ 代理店数

2020 年 3 月 31 日現在、当社の代理店は 3 店になります。

（３）勧誘方針について

当社では、保険商品の販売等にあたって、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「勧誘方針」を次のように定めて実施しております。

「勧誘方針」

１．保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

２．お客様に商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。

３．お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客様に適切な商品をご選択いただけるよう、お客様のご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。

４．市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。

５．商品の販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

６．お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。

７．お客様のご意見、ご要望等を、商品ご提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。

８．万一保険事故が発生した場合には、保険金のご請求にあたり適切な助言を行うよう努めてまいります。

９．保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

Ⅲ　さくら損保の主要な業務に関する事項

１．直近の事業年度における事業の概要

（１）　事業の経過及び成果等

① 当社を取り巻く環境

我が国において、2008 年 7 月の iphone 発売をきっかけに、スマートフォンは急激に普及してきました。特に 2010 年代に入ってからのスマートフォン普及は加速し、個人のスマートフォン保有状況推移をみると、全世代においては、2011 年に 14.6%であったものが、2018 年には 64.7%と、7 年間で 4.4 倍に増加しています。

また、2018 年のインターネット利用率（個人）は 79.8%に上っています。（総務省／情報通信白書　令和元年版より抜粋。）

今や、スマートフォンは衣食住に次ぐ生活必需品であり、利用者によってはそれ以上の価値を持つ生活の必須アイテムとなりました。

当社は、こうしたいわゆる電子デバイスによる高度情報社会の中で、時代にマッチした損害保険商品を提案していきます。

情報通信市場は、技術革新や規制緩和により、常に新しい商品やサービスが創出される変化の激しい業界であり、当社は、成長を続けるこの情報通信市場に関連した保険事業に特化し、変化のなかで生み出されるビジネスチャンスを的確に捉え、挑戦を続けます。

② 事業の経過

当社は 2019 年 6 月 28 日に損害保険業の免許を取得し、同年 7 月 1 日に営業を開始しました。成長を続ける情報通信市場に関する保険事業に特化し、安定成長の達成を目指します。

元受では、保険の対象とする通信端末に生じた補償対象事故により、被保険者が実際に負担した修理費用に対して保険金を支払う「通信端末機器修理費用保険」の販売から事業を開始しました。また、さくら少額短期保険の「モバイル保険」の再保険の引き受けも開業当初から行いました。

③ 事業の成果

当期の経常収益は、保険引受収益により、1,274 百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用 1,187 百万円、営業費及び一般管理費 211 百万円を支払った結果、1,399 百万円となりました。その結果、当期は、▲125 百万円の経常損失となり、法人税及び住民税、法人税等調整額を加味した結果、当期純損失▲89 百万円となりました。

なお、1 株当たりの当期純損失は、▲2,787 円 17 銭となっています。

④ 対処すべき課題

「通信端末機器修理費用保険」の販売により基盤を確立した上で、事業を拡大してまいります。加えて「約定履行費用保険」等の法人向け商品の認可を取得して、情報通信市場における顧客ニーズに応えていきます。

また、業容の拡大、商品ラインナップの拡大、サービスの向上の観点から、人材の充実により内部管理態勢を強化してまいります。

２．直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
正味収入保険料	-	-	-	-	1,274
経常収益	-	-	-	-	1,274
経常損失	-	-	-	-	△125
当期純損失	-	-	-	-	△85
資本金の額 （発行済株式の総数）	- （ - 株）	- （ - 株）	 （ - 株）	- （ - 株）	1,010 （40,200株）
純資産額	-	-	-	-	1,859
総資産額	-	-	-	-	2,637
責任準備金残高	-	-	-	-	474
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	-	-	-	-	-
単体ソルベンシー・マージン比率	-%	-%	-%	-%	688.1%
配当性向	-%	-%	-%	-%	-%
従業員数	-人	-人	-人	-人	15人

３．業務の状況を示す指標

（１）主要な業務の状況を示す指標

①　正味収入保険料

（単位：百万円）

年度 / 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	1,274	100.0	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用・保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	1,274	100.0	-

(注) 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料

②　元受正味保険料

（単位：百万円）

年度 / 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	28	100,0	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用・保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	28	100.0	-

(注) 元受正味保険料＝元受保険料－（元受解約返戻金＋元受その他返戻金）

③ 受再正味保険料

（単位：百万円）

年度 / 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	1,245	100.0	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用・保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	1,245	100.0	-

（注）受再正味保険料＝受再保険料－（受再解約返戻金＋受再その他返戻金）

④ 支払再保険料

該当ありません。

⑤ 解約返戻金

該当ありません。

⑥　保険引受利益

（単位：百万円）

年度 / 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	△125	100.0	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用・保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	△125	100.0	-

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費および一般管理費±その他収支

⑦　正味支払保険金･正味損害率

（単位：百万円）

年度 / 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	265	100.0	22.2
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用・保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	265	100.0	22.2

(注) 1．正味支払保険金＝支払保険金（元受正味＋受再正味）－出再正味保険金

2．正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

⑧ 元受正味保険金

（単位：百万円）

年度 / 種目	2017年度	構成比%	2018年度	構成比%	2019年度	構成比%
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	5	100.0
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-
（うち信用・保証）	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	5	100.0

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

⑨ 受再正味保険金

（単位：百万円）

種目 / 年度	2017年度	構成比%	2018年度	構成比%	2019年度	構成比%
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	260	100.0
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-
（うち信用・保証）	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	260	100.0

(注) 受再正味保険金＝受再保険金－受再保険金戻入

⑩ 回収再保険金

該当ありません。

（２） 保険契約に関する指標

① 契約者（社員）配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

（単位：%）

年度 / 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	22.2	46.0	68.2
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用・保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	22 2	46.0	68.2

（注）１．正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷ 正味収入保険料

２．正味事業費率＝（諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費）÷ 正味収保険料

３．合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

出再がないため、上記「(２) ② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率」と同様です。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

（単位：%）

年度 / 区分	2017年度	2018年度	2019年度
契約	-	-	100.0
海外契約	-	-	-

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位５社の割合

該当ありません。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

⑦ 未収再保険金の額

該当ありません。

（３）経理に関する指標

①支払備金の額および責任準備金の額

支払備金の額　（単位：百万円）

年度 / 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	57	100.0	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	57	100.0	-

責任準備金の額　（単位：百万円）

年度 / 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	474	100.0	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	474	100.0	-

② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第３条５項第１号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

③ 引当金

（単位：百万円）

区分		2017年度末残高	2018年度末残高	2019年度増加額	2019年度減少額		2019年度末残高
					目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-	-
投資損失引当金		-	-	-	-	-	-
退職給付引当金		-	-	-	-	-	-
賞与引当金		-	-	-	-	-	2
価格変動準備金		-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	2

④ 貸付金償却

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

（単位：百万円）

区分			2017年度期末残高	2018年度期末残高	2019年度		
					増加額	減少額	期末残高
資本金			-	-	900	-	1,010
	うち既発行株式	普通株式	（ -株） -	（ -株） -	（18,000株） 900	- -	（ 20,200株） 1,010
		計	（ -株） -	（ -株） -	（18,000株） 900	- -	（ 20,200株） 1,010
資本準備金及びその他資本剰余金		（資本準備金）	（ -株） -	（ -株） -	（18,000株） 900	-	（20,000株） 1,000
		計	（ -株） -	（ -株） -	（18,000株） 900	-	（20,000株） 1,000
利益準備金及び任意積立金		（利益準備金）	-	-	-	-	-
		（任意積立金）	-	-	-	-	-
		計	-	-	-	-	-

⑥ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ		すべての保険種目について、均等に発生損害率が１％上昇すると仮定いたします。
計算方法		○ 増加する発生損害額＝既経過保険料×１％ ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額＝ 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額＝ 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2019年度	12百万円
	2018年度	－

⑦ 正味事業費

（単位：百万円）

区分 年度	2017年度	2018年度	2019年度
人件費	-	-	103
物件費	-	-	90
税金	－	－	18
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	-	-	-
契約者保護機構に対する負担金	-	-	0
諸手数料及び集金費	－	－	373
合計	－	－	585

(注) １．金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手料および集金費」の合計額です。

２．負担金は保険業法第 265 条の 33 の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

（４） 資産運用に関する指標

① 資産運用の概況

（単位：百万円）

区分＼年度	2017年度末	構成比%	2018年度末	構成比%	2019年度末	構成比%
預貯金	-	-	-	-	2,169	82.3
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	-	-	-	-	3	0.1
運用資産計	-	-	-	-	2,172	82.4
総資産	-	-	-	-	2,637	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り

該当ありません。

③ 海外投融資残高および構成比

該当ありません。

④ 海外投融資利回り

該当ありません。

⑤ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当ありません。

⑦ 保有有価証券利回り

該当ありません。

⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

⑨ 業種別保有株式の額

該当ありません。

⑩ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪ 担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫ 使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑬ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

（単位：百万円）

区分　　年度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
土地	-	-	-
営業用	-	-	-
賃貸用	-	-	-
建物	-	-	3
営業用	-	-	3
賃貸用	-	-	-
建物仮勘定	-	-	-
営業用	-	-	-
賃貸用	-	-	-
合計	-	-	3
営業用	-	-	3
賃貸用	-	-	-
その他の有形固定資産	-	-	-
有形固定資産 合　計	-	-	3

（５） 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高

該当ありません。

② 特別勘定資産

該当ありません。

４．責任準備金の残高の内訳

＜2019年度＞

（単位：百万円）

内訳 種目	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合　計
火　　災	-	-	-	-	-
海　　上	-	-	-	-	-
傷　　害	-	-	-	-	-
自　動　車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
そ　の　他	397	76	-	-	474
（ うち賠償責任 ）	-	-	-	-	-
（ うち信用･保証 ）	-	-	-	-	-
合　　計	397	76			474

５．期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況(ラン･オフ･リザルト)

該当ありません。

６．事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

該当ありません。

Ⅳ 保険会社の運営

１．お客様本位の業務運営方針

当社は「お客様中心主義」を追求し、みなさまの未来を守るために、保険事業を通じて、社会に貢献してまいります。

（１）お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。
①お客様のご意向（ニーズ）と時代の変化に対応したお客様に最適な商品・サービスを、その内容・販売方法等を踏まえた適正な価格で提供します。
②お客様へ安心感が提供できるような適切な保険募集の管理態勢を構築します。

（２）お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。
①商品・サービスの情報をお客様に分かりやすく提供します。
②お客様のお申し出に迅速に対応し、またお申し出の内容を業務改善につなげます。

（３）お客様の立場に立った保険金の支払いに取り組みます。
①保険金をもれなくかつ公平、適切にお支払いします。
②保険金を迅速かつ簡単な手続でお支払いします。

（４）お客様本位を経営の重要課題と位置づけ、公正適切に取り組みます。
①お客様へ思いやりの心で接し、信頼関係を築いてまいります。
②常に新たなことに挑戦する精神を持ち、多様化するお客様のニーズと時代の変化に柔軟に対応する社員の育成に努めます。

（５）お客様本位の取組状況を確認し公表するとともに必要な見直しを行います。
①この方針に基づく取組状況を定期的に確認し、公表してまいります。
②この方針はより良い業務運営を実現するために、定期的に必要な見直しを行います。

２．リスク管理体制

当社は、損害保険事業に関わる多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各リスク担当部署がリスクごとにその所在や特性を踏まえ管理を行うとともに、当社が直面するリスク全体を統合的に管理するために、経営会議の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、各リスク担当部署からの情報を組織横断的に把握・評価し、リスクの制御、コンティンジェンシープランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じて管理・対応する体制を整えています。

これらのリスク管理体制は、リスク管理基本方針・リスク管理規程・リスク管理細則等の社内規程に基づき運営されています。

（１）リスク管理体制図　（2020 年７月１日現在）

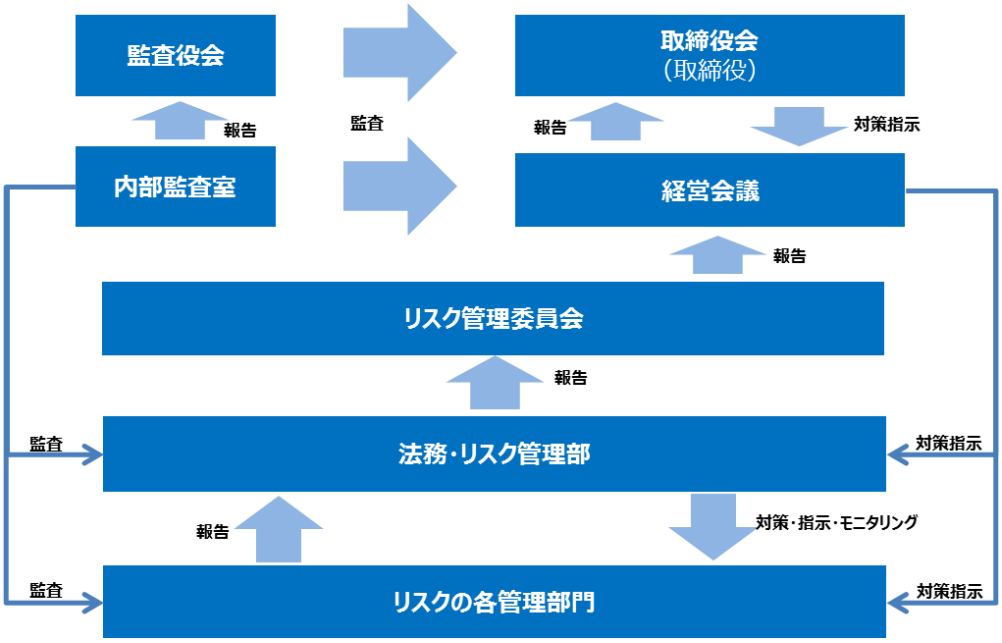

（２）主なリスクの管理

①オペレーショナル・リスク管理

・事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員、代理店募集人、外部事務委託会社が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等が起こることにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社は、適正かつ的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・社内マニュアル等を整備し、社員・代理店に対する教育を通じて適正な事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

・システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等により損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が発生した場合や大規模災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシーを定めコンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

②保険引受リスク管理

・保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することで損失を被る保険料率設定リスクと保険加入後に契約者や被保険者が果たすべき注意を怠ったり、故意に事故を起こしたりすることにより損失を被るモラルリスク、および再保険引受（受再）のロス率悪化による受再損失リスクからなります。

当社では、引受基準に基づいて保険契約を引き受けることで、損害率が予測していた水準内にあるか等について毎月定量的にモニタリング検証することにより保険料率設定リスクとモラルリスクを管理しております。また、受再契約に関して毎月の収支状況をモニタリング検証することで受再損失リスクの管理を行っております。

・出再保険に関するリスク

当社は、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再（再保険に出すこと）を行うこととしています。出再先の選定基準としましては、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センターによる格付けにおいて、少なくとも１社の格付けが Ａ－格以上の保険会社に限定しております。

※当社は、2020 年 7 月 1 日現在、出再は行っておりません。

３．法令等遵守の体制

当社は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の根幹と捉え、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針に基づき策定したコンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル、社員の行動基準を示した行動規範をもとに、全役職員が常にコンプライアンスを意識・遵守し業務に取り組んでいます。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長とし、常勤取締役、総合企画部長、法務・リスク管理部長、業務管理部長を参加メンバーに、原則毎月１回、委員会を開催し、コンプライアンス規程等の遵守状況、職場におけるハラスメント状況の有無、各部門のコンプライアンス状況のモニタリング、コンプライアンス対応策等、全社に関わるコンプライアンスの重要事項について協議・検討を行っています。

法務リスク・管理部は、コンプライアンス委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンスに関する各種施策の立案、推進等を行っています。

特に、事業年度ごとに取締役会で決定される「全社的なコンプライアンスの取組事項（規程の整備、業務の点検、コンプライアンス研修の実施等）を定めたコンプライアンス・プログラム」を実行することで、社内のコンプライアスの徹底とコンプライアンス意識の醸成を図っています。

また、各部門内に配置された 1 名のコンプライアンス担当者は、コンプライアンス・プログラムに基づき策定された部門内独自研修の実施や、コンプライアンスに関する情報収集や情報共有を行い、部門内のコンプライアンスを推進しています。

（1）コンプライアンス（法令等遵守）体制図　（2020 年 7 月 1 日現在）

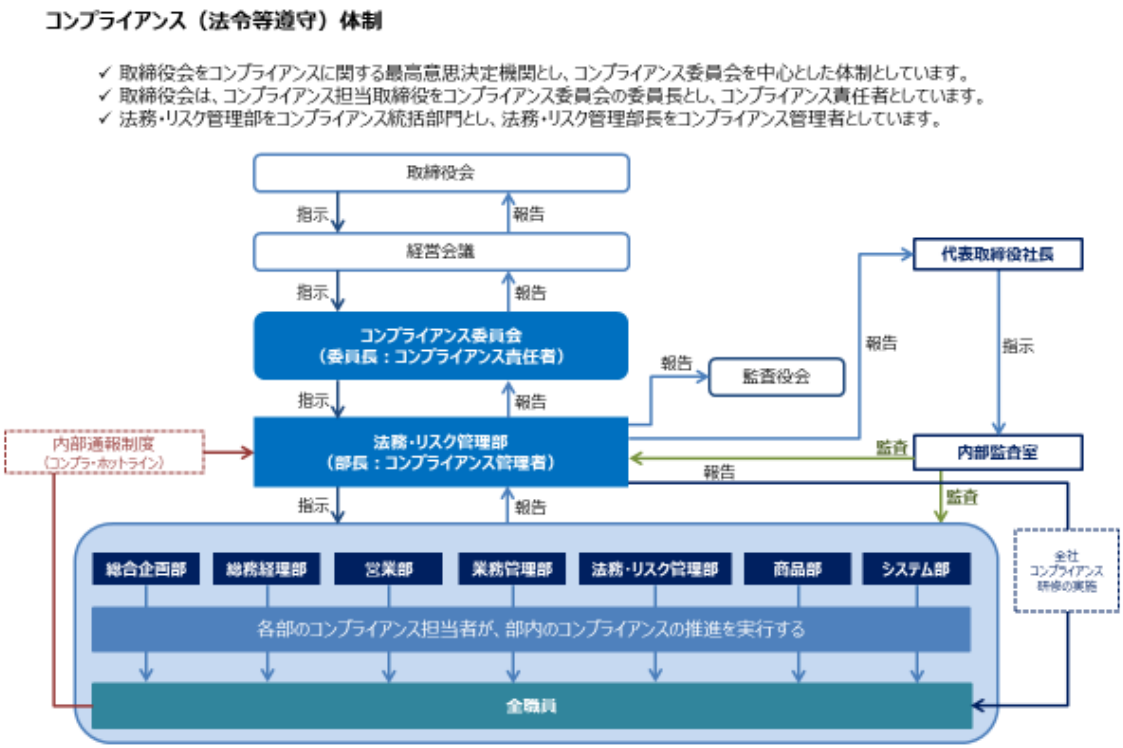

（2）コンプライアンス基本方針

コンプライアンス基本方針
当社は、役職員一人一人が企業の社会的責任や公共的使命を常に認識し、それに応えるためには、法令や社会的規範を遵守して、事業活動を行うことが重要であると認識しています。 また、当社では、お客様からの信頼の確保およびお客様保護の観点からコンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけており、態勢の強化に取り組んでいます。 １．顧客保護の徹底 （1）適切な保険募集管理の維持・強化 説明責任、苦情案件・不祥事件等への適切な対応 （2）迅速・適正な保険金の支払い 約款に基づいた迅速・適正な保険金の支払 （3）顧客情報管理態勢の強化

個人情報を含む顧客情報の管理徹底

２．内部管理の強化

（1）適正な事務処理態勢の維持・強化

事務過誤の撲滅・適正な保険引受管理体制の構築

（2）コンプライアンス遂行の為の内部管理態勢の構築

内部管理体制の整備と機能化

（3）コンプライアンス教育・研修

効果的な研修の継続実施

４．健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社の 2019 年度末の対象となる保険契約に係る責任準備金は、保険業法施行規則第 70 条に規定するところにより、適切に積み立てられていることを確認しています。

具体的には、損害保険会社の保険計理人の実務基準に定める１号収支分析を行った結果、責任準備金が将来の債務の履行に支障を来すおそれがない水準であると確認しております。

また、当社は第三分野保険を販売しておりませんので、負債十分性テストは行っておりません。

５．社外・社内の監査・検査

（１）社外の監査・検査

当社は、保険業法に基づく金融庁および財務省財務局の検査を受けることになっております。また、会社法に基づく会計監査として、有限責任あずさ監査法人による会計監査を受けております。

（２）社内の監査

当社では、監査役および監査役会による取締役の職務の執行・会社全般の業務運営・内部統制システムの整備状況の監査とともに、会計監査人による会計等の適正性についての監査を行っています。また、これら法定の監査体制とともに、社長直轄の組織である内部監査室により、当社各部門・経営会議の業務運営に関する内部管理態勢等の適切性および有効性を検証しています。

６．コーポレートガバナンスの体制

当社は通信デバイス補償に特化した損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の体制を構築することに努めています。

2020 年７月１日現在のコーポレートガバナンスの体制は次のとおりです。

（１）取締役会・監査役会

取締役会は、取締役８名（任期１年）で構成しています。

監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成しています。

（２）経営会議・委員会

意思決定を効率化するために、取締役会の下に経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会を設けています。

経営会議は取締役、部長、常勤監査役およびオブザーバーで構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会で所管する事項を除く）について審議しています。

リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を審議しており、社長および所管事項の担当役員のほか、関連の部門長によりそれぞれ構成しています。

各委員会は、より実務に近いレベルでの議論を行うことにより、委員会の機能強化を図っております。

（３）経営管理体制図（2020 年７月１日現在）

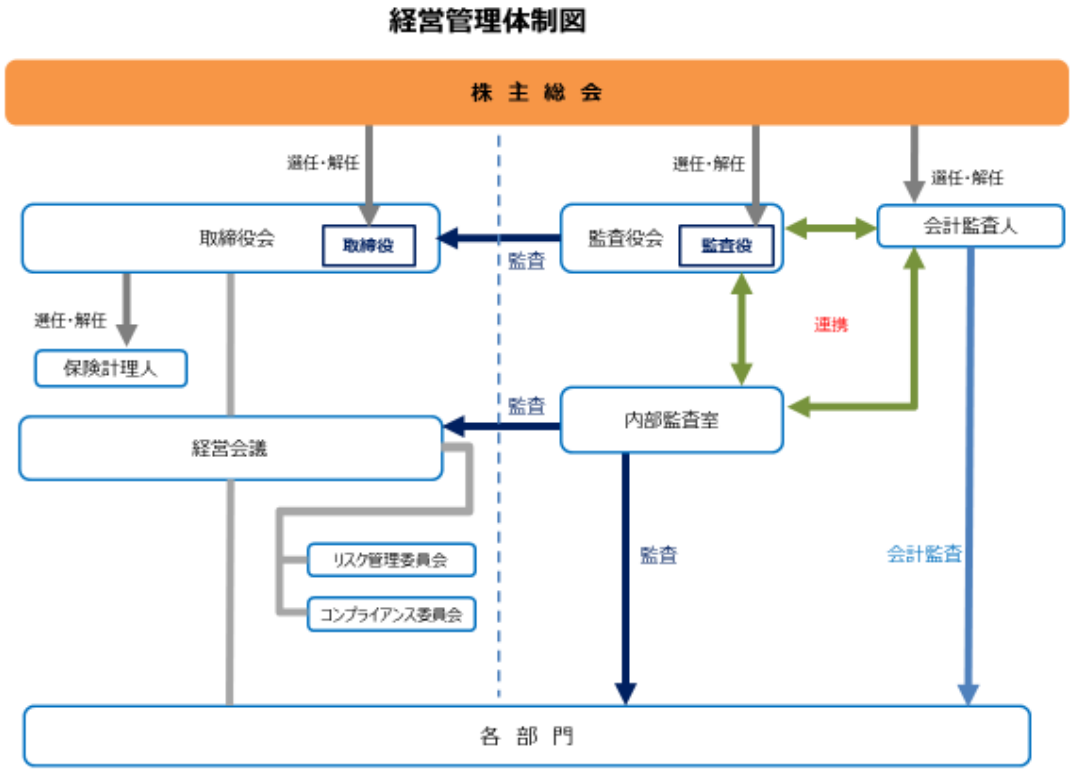

７．内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、法令および定款を遵守し社会規範ならびに倫理規範を尊重する企業として適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を決定しています。

内部統制システムに関する基本方針

当社は、法令および定款を遵守し、社会規範ならびに倫理規範を尊重する企業として、以下を内部統制システムに関する基本方針とします。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令等遵守の推進と定期的な研修を行ないます。

法令上疑義のある行為に対しては、使用人が直接情報提供を行える通報窓口を設置するものとします。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理体制

取締役は、その職務の執行に係る情報を会社が定める「文書管理規程」に従い適切に保管および管理するものとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、それぞれの担当部署を設置し継続的に管理します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として 1 か月に 1 度、その外必要に応じて適宜開催するものとします。職務執行については、「職務権限規程」に責任者およびその責任、権限を定め業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性・有効性を検証します。

また、「経営会議規程」に基づく、中期経営計画の策定および四半期業績管理を行い、経営会議、取締役会にてレビュー、改善策の実施等で取締役の職務の効率性を確保します。

5．当社ならびにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、親会社の内部統制との連携体制を構築します。

6．監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任し、補助に必要な調査権限や情報収集権限を付与します。

また、監査役の補助をする使用人は監査役の業務指示・命令を受け、補助使用人の人事考課・異動は監査役の同意のもとに行うこととします。

7．取締役、その他使用人等の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制

取締役、使用人の取締役、監査役、使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす事実、内

部監査に関する重要事項、重大な法令、定款違反、その他取締役および使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができるものとします。

8．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査の実効性を確保するため、当社の取締役および使用人は、監査役またはその補助使用人の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うものとします。

9．監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき、法令上疑義のある行為に対し通報した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けない、解雇されないこととします。

10．監査費用の前払または償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務を執行する上で、監査費用の前払等を請求してきた際は、当社の担当部署において、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

８．個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いおよび個人情報の重要性を認識し、個人情報保護管理態勢の確立・強化、お客様のプライバシーの保護に取り組んでいます。

個人情報保護に関する考え方や取扱方針、開示・訂正請求の方法等を以下のとおり「お客様の個人情報の取扱について（プライバシー・ポリシー）」に定め、当社ホームページで公表しています。

お客様の個人情報の取扱について（プライバシー・ポリシー）

お客様の情報の取扱に係る方針について

弊社は、お客様の信頼をもととする保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）およびその関連法令を遵守し、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱に関するガイドライン、その他ガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報の安全管理については金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱が適正に行われるように業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、適正な取扱が行われるように取り組んでいきます。また、弊社の個人情報の取扱および安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

1．個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で、個人情報を取得いたします。

弊社は、主に保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報

を取得します。また、各種お問合せ、ご相談に際して、通話の録音等により個人情報を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で個人情報を利用いたします。利用目的はお客様にとって明確になるように具体的に定め、以下のとおり Web サイトなどにより公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するように努め、Web サイト、パンフレット等に記載いたします。さらに、利用目的を変更する場合は、その内容をご本人に通知するか、Web サイト等により公表します。

（１）保険契約の引受・維持・管理
（２）保険金・給付金等の支払
（３）弊社が有する債権の回収
（４）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
（５）弊社が取扱うその他商品およびサービスの案内、提供および管理
（６）関連会社・提携会社を含めた各種商品・サービスの案内・提供・管理
（７）当社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実
（８）各種イベント、キャンペーンおよびセミナーのご案内、各種情報提供
（９）お問合せ・依頼等への対応
（10）その他保険事業に関連・付随する業務ならびにお客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得について

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

（１）法令に基づく場合
（２）業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取扱を委託する場合
（３）弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「５．グループ会社および提携先企業との共同利用について」をご覧ください。）
（４）損害保険会社との間で共同利用を行う場合（下記「６．個人情報交換制度について」をご覧ください。）

弊社では、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先からどのような個人情報を取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱の委託

弊社は利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱を外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のように、個人データおよび特定個人情報の取扱を委託しています。
（（４）（５）については、特定個人情報を含みます。）
（１）保険契約の募集に関わる業務
（２）損害調査に関わる実務
（３）情報システムの保守および運用に関わる業務
（４）支払調書等の作成および提出に関わる業務
（５）個人番号関係事務に関わる業務

5. グループ会社および提携先企業との共同利用について

弊社は、弊社グループ会社および提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。（特定個人情報については、共同利用はしません。）

（１）個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書に記載された契約内容、事故状況、保険金支払状況等の内容
（２）個人データ管理責任者：さくら損害保険株式会社
※現在、共同利用している提携先企業はありません。

6. 個人情報交換制度等について

（１）弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。
※詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（http s ://www.sonpo.or.jp）をご覧ください。
（２）弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託などのために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験などの合格者情報に係る個人データを共同利用します（一般社団法人日本損害保険協会のホームページ をご覧ください。）。

7. 個人情報の取扱いについて

弊社は、「保険業法施行規則第 53 条の９」に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. センシティブ情報の取扱いについて

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 76 条第 1 項各号もしくは同法施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

（１）保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務

遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

（２）相続手続を伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

（３）保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

（４）法令などに基づく場合

（５）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

（６）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

（７）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

9. 特定個人情報の取扱いについて

弊社では、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。

番号法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

10.ご契約内容および事故に関するご照会について

お客様のご契約内容・事故に関するご照会につきましては、弊社お問合せ窓口または代理店にお問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいた上で、対応させていただきます。

11.個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「14. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

保有個人データ、個人番号および特定個人情報についてご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。

12.個人データおよび特定個人情報等の管理について

弊社では、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性および最新性の確保に努めています。

13.匿名加工情報の取扱いについて

（１）匿名加工情報の作成

弊社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと

・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること

・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

（２）匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

14.お問い合せ窓口

弊社は、個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱に関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱や保有個人データ、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談は下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

さくら損害保険株式会社

電話：03（6388）0609

（受付時間：午前９時～午後５時　土日祝祭日および年末年始を除く）

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。

９．反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係遮断のための基本原則等を明確にし、役職員一同がこれを遵守することにより、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備しています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、行動指針および法令等遵守に係る基本方針に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断および不当要求等に対する拒絶を行い、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適正性かつ健全性を確保するため、以下の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めます。

1．組織としての対応
反社会的勢力への対応について、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員等の安全を確保します。
2．外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3．取引を含めた関係の遮断
反社会的勢力とは、業務上の取引関係（提携先を通じた取引を含む。）を含めて、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶します。
4．有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面からの法的対応を行います。
5．裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力による不当要求が当社の不祥事を理由とするものであっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供等の利益供与は絶対に行いません。

10．利益相反管理方針の概要

当社は、当社または当社のグループ金融機関等（以下、「当社等」といいます）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反管理基本方針および利益相反管理規程を定め、利益相反を管理するための態勢を整備しています。

利益相反管理方針

本管理方針は、さくら損害保険株式会社（以下「当社」といいます）およびグループ内の金融機関(以下、「当社等」といいます)が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

1．利益相反の定義
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社等が行なう取引のうち、当社等とお客さまの間、またはお客さまとお客さま以外の第三者(他のお客さま等)間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
２．対象取引の特定
対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正とい

った環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行ないます。

３．対象取引の特定プロセス

当社では、お客さまとの取引が利益相反のおそれがある取引に該当するか否かについて、利益相反管理統括部門が、担当部署から提供される情報と個別・具体的な事情を総合的に勘案して決定します。

４．利益相反として特定する取引とその類型

当社は、利益相反のおそれがある取引を、以下の第 1～第 4 類型の観点から検討を行い、個別・具体的な事情に応じて特定します。これに、「グループ会社との取引」を加えて、対象取引を以下のとおり 5 つに類型化します。

第 1 類型：お客さまの利益保護を図る義務に違反または違反するおそれのある取引

第 2 類型：行為規制等の違反または違反するおそれのある取引

第 3 類型：情報の不適切な利用による取引

第 4 類型：お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を助長するもの

第 5 類型：グループ会社との取引（アームズ・レングス・ルールの適用）

５．対象取引の管理方法

対象取引の管理方法として、各類型において、それぞれの特性や程度等に応じ、以下に掲げる方法、その他の措置を適宜選択することにより、利益相反管理を行います。

（１）対象取引の中止

（２）対象取引の条件または方法の変更

（３）情報隔壁の設置による部門間の情報遮断

（４）お客さまへの利益相反状況の開示

（５）その他の対応（業法や各規則に則って既に整備されている内部管理態勢を厳格に運用することを含みます。）

６．利益相反管理体制

当社は、総合企画部を利益相反管理統括部署とし、利益相反に関する当社およびグループ会社の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。

また、これらの管理を適切に行うため、役職員を対象に必要な教育・研修を実施し、周知・徹底します。

７．対象となる会社の範囲

本方針において利益相反管理の対象となる会社は、当社、および以下のグループ内の金融機関です。

・さくら少額短期保険株式会社

・株式会社ビジネスパートナー

・ライフティ株式会社

Ⅴ 財産の状況

１．計算書類

（１）貸借対照表

2019年度(2020年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	2,169	保険契約準備金	531
預貯金	2,169	支払備金	57
有形固定資産	3	責任準備金	474
建物	3	その他負債	244
無形固定資産	31	再保険借	144
ソフトウェア	31	未払法人税等	9
その他資産	358	預り金	12
未収保険料	11	前受収益	0
再保険貸	299	未払金	73
未収金	43	その他の負債	3
その他の資産	4	賞与引当金	2
繰延税金資産	74	負債の部合計	777
		（純資産の部）	
		資本金	1,010
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	1,000
		利益剰余金	△ 150
		その他利益剰余金	△ 150
		繰越利益剰余金	△ 150
		株主資本合計	1,859
		純資産の部合計	1,859
資産の部合計	2,637	負債及び純資産の部合計	2,637

（注）

１．会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

（１） 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

（２） 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却することとしております。

（３） 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

（４） 消費税等（消費税及び地方消費税、以下同じ。）の会計処理は、税抜方式によっております。

（５） 連結納税制度を適用しております。

（６） 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第４４項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２． 金融商品に関する事項は以下のとおりであります。

（１） 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針
当社の資産運用は、安全性を第一とし、原則として元本を保証する方法によるものとしております。

② 金融商品の内容およびそのリスク
当社が保有する金融商品は主として預貯金であります。預貯金は預金保険制度において全額保象の決済用普通預金であります。

③ 金融商品の内容およびそのリスク
当社が保有する決済用普通預金は、預金保険制度において全額保護対象であるため、リスクは有しておりません。

（２） 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預貯金	２，１６９	２，１６９	－

（注１）　金融商品の時価の算定方法

預貯金の時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３．　有形固定資産の減価償却累計額は、０百万円であります。

４．　関係会社に対する金銭債務の総額は４０百万円であります。

５．　繰延税金資産の総額は７４百万円であり、その主な発生原因別の内訳は、
責任準備金６５百万円であります。

６．　（１）支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	５７	百万円
同上にかかる出再支払備金	－	百万円
差　引	５７	百万円

（２）責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	３９７	百万円
同上にかかる出再責任準備金	－	百万円
差　引（イ）	３９７	百万円
その他の責任準備金（ロ）	７６	百万円
計　（イ ＋ ロ）	４７４	百万円

７．　１株当たり純資産額は、４６，２６５円２１銭であります。算定上の基礎である
普通株式に係る当事業年度末の純資産額は１，８５９百万円、当事業年度末の
発行済普通株式数は４０，２００株であります。

８．　重要な後発事象に関する事項は以下のとおりであります。
共通支配下の取引等　（株式交換によるさくら少短の完全子会社化）
当社とさくら少額短期保険株式会社（以下「さくら少短」といい、当社と
さくら少短を総称して「両社」といいます。）は、２０２０年４月１６日開催の
それぞれの取締役会において、両社の株主総会の承認及び関係局の許認可等が
得られることを前提として、当社を株式交換完全親会社とし、さくら少短を株式
交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、
同日付で株式交換契約を締結いたしました。
また、２０２０年４月２４日開催の両社の臨時株主総会において、本株式交換に
ついて承認可決されております。当該企業結合の概要は、以下のとおりであります。

（１） 企業結合の概要

① 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称　　さくら少額短期保険株式会社

事業の内容　　少額短期保険業

② 企業結合を行う主な理由

経営戦略の統合による経営の健全性及びリスク管理の向上等を企図して行うものであります。

③ 企業結合日

２０２０年６月１５日（予定）

④ 企業結合の法的形式

当社を完全親会社とし、さくら少短を完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

（２） 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付または交付予定の株数

① 株式の種類別の交換比率

さくら少短の普通株式１株に対して、当社の普通株式１０株を割当交付いたします。

② 株式交換比率の算定方法

両社の親会社である株式会社光通信に株式交換比率の算定を依頼し、
報告された交換比率を基に当事者間で協議の上、算定しております。

③ 交付予定の株式数

５５，０００株

（３） 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成31 年１月16日）及び
「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準
適用指針第10号　平成31年１月16日）に定める共通支配下の取引等に該当し、
これに基づく会計処理を実施する予定です。

９． 表示方法の変更に関する事項は以下のとおりであります。

当社（旧 さくら損保設立準備株式会社）は、２０１９年６月２８日に損害保険業の
免許を取得し、２０１９年７月１日から損害保険会社として営業を開始したことに伴い、
る別紙様式７号に準じて、その注記を含む貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動
計算書並びに附属明細書を作成しております。

１０． 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（２）損益計算書

２０１９年度〔 ２０１９年4月 1 日から ２０２０年3月３１日まで 〕損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	**1，274**
保険引受収益	1，274
正味収入保険料	1，274
その他経常収益	0
経常費用	**1，399**
保険引受費用	1，187
正味支払保険金	265
損害調査費	17
諸手数料及び集金費	373
支払備金繰入額	57
責任準備金繰入額	474
営業費及び一般管理費	211
経常損失	**△ 125**
税引前当期純損失	**△ 125**
法人税及び住民税	**38**
法人税等調整額	**△ 74**
法人税等合計	**△ 35**
当期純利益	**△ 89**

（注）

１．　関係会社との取引による費用の総額は１６百万円であります。

２．　（１）正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	１，２７４	百万円
支払再保険料	－	百万円
差　引	１，２７４	百万円

（２）正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	２６５	百万円
回収再保険金	－	百万円
差　引	２６５	百万円

（３）諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	３７３	百万円
出再保険手数料	－	百万円
差　引	３７３	百万円

（４）支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	５７	百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	－	百万円
差　引	５７	百万円

（５）責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	３９７	百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	－	百万円
差　引（イ）	３９７	百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	７６	百万円
計　（イ ＋ ロ）	４７４	百万円

３．　１株当たりの当期純損失は ２，７８７円１７銭であります。算定上の基礎である普通株式に係る当期純損失は８９百万円、普通株式の期中平均株式数は３２，１１２株であります。

４．関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

属性	会社等の名　　称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	株式会社光通信	100%	当社への出資	増資	1，800	－	－
			連結納税	連結納税に伴う精算	18	未払金	34
			出向者の受入（注1）	出向者給与の支払等	8	未払金	1
親会社の子会社	さくら少額短期保険株式会社	－	再保険契約の引受（注2）	受再保険料	1，245	再保険貸	299
				受再保険金 受再保険手数料	260 373	再保険借	144
			出向者の受入（注1）	出向者給与の支払等	58	未払金	8
			社員の出向（注1）	出向者給与の受取等	10	未収金	9

（注1）出向者給与の支払等及び出向者給与の受取等は、実際発生額を精算したものであります。

（注2）再保険契約は、第三者との一般的な取引条件等を参考にした再保険特約書に従い引き受けております。

５．　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（３）キャッシュ・フロー計算書

2019年度〔 2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで 〕キャッシュフロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（△は損失）	△ 125
減価償却費	3
支払備金の増減額（△は減少）	57
責任準備金の増減額（△は減少）	474
賞与引当金の増減額（△は減少）	2
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 358
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	179
小　　計	232
法人税等の支払額	18
営業活動によるキャッシュ・フロー	250
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3
無形固定資産の取得による支出	△ 35
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 38
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	1，800
財務活動によるキャッシュ・フロー	1，800
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**2，012**
現金及び現金同等物期首残高	**157**
現金及び現金同等物期末残高	**2，169**

（注）

１．現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の預貯金の金額であります。

２．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（４）株主資本等変動計算書

2019年度〔 2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで 〕株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	110	100	100	△ 60	△ 60	149	149
当期変動額							
新株の発行	900	900	900			1，800	1，800
当期純損失				△ 89	△ 89	△ 89	△ 89
当期変動額合計	900	900	900	△ 89	△ 89	1，710	1，710
当期末残高	1，010	1，000	1，000	△ 150	△ 150	1，859	1，859

（注）

１． 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（注１）	４，２００	３６，０００	－	４０，２００
発行済株式合計	４，２００	３６，０００	－	４０，２００

（注１） 普通株式の発行済株式総数の増加３６，０００株は、
第三者割当による新株の発行による増加によるものです。

２． 当事業年度末における自己株式の保有はありません。

３． 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。

４． 当事業年度末後において剰余金の配当を行う予定はありません。

５． 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

２．リスク管理債権

（１）破綻先債権

該当ありません。

（２）延滞債権

該当ありません。

（３）３ヶ月以上の延滞債権

該当ありません。

（４）貸付条件緩和債権

該当ありません。

３．債務者区分に基づいて区分された債権

（１）破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

（２）危険債権

該当ありません。

（３）要管理債権

該当ありません。

（４）正常債権

該当ありません。

４．保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位： 百万円、％）

		2018年度	2019年度
（Ａ） 単体ソルベンシー・マージン総額		-	1,936
	資本金又は基金等	-	1,859
	価格変動準備金	-	-
	危険準備金	-	-
	異常危険準備金	-	76
	一般貸倒引当金	-	-
	その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	-	-
	土地の含み損益	-	-
	払戻積立金超過額	-	-
	負債性資本調達手段等	-	-
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
	控除項目	-	-
	その他	-	-
（Ｂ） 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		-	562
	一般保険リスク（R_1）	-	300
	第三分野保険の保険リスク（R_2）	-	-
	予定利率リスク（R_3）	-	-
	資産運用リスク（R_4）	-	24
	経営管理リスク（R_5）	-	17
	巨大災害リスク（R_6）	-	244
（Ｃ） 単体ソルベンシー・マージン比率 [(Ａ)/｛（Ｂ）×1/2｝]×100		-	688.1

（注）上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成８年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」（表の「（Ｂ）単体リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「（Ａ）単体ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(Ｃ))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

① 保険引受上の危険（一般保険引受リスク）(第三分野保険の保険リスク)	：	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
② 予定利率上の危険（予定利率リスク）	：	実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）	：	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）	：	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）	：	通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

５．時価情報

（１）有価証券

① 売買目的有価証券
該当ありません。

② 満期保有目的の債券
該当ありません。

③ 子会社株式および関連会社株式
該当ありません。

④ その他有価証券
該当ありません。

（２）金銭の信託
該当ありません。

（３）デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
該当ありません。

（４）保険業法に規定する金融等デリバティブ取引
該当ありません。

（５）先物外国為替取引
該当ありません。

（６）有価証券関連デリバティブ取引（（７）に掲げるものを除く。）
該当ありません。

（７）金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第２条第１項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第１号の性質を有するものに係るものに限る）
該当ありません。

６．その他

保険業法第 111 条第１項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。

Ⅵ 保険会社およびその子会社等の概況

１．主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項

当社は国内損害保険事業を営んでいます。

また、2020 年 7 月 1 日現在において、当社の子会社はありません。

さくら損害保険株式会社

〒170-0013　東京都豊島区東池袋一丁目 12 番 5 号　東京信用金庫本店ビル 10 階

代表電話：03-6388-0609（受付時間：午前 9 時～午後 5 時　土日祝祭日および年末年始を除く）

https://www.sakura-ins.co.jp/

SS-20 E -001-20.07